姫路市教育委員会会議録(令和5年8月)

- 日 時 令和5年8月24日(木)午後2時から
- 場 所 教育委員会会議室
- 開 会(午後2時)

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第20号 令和4年度教育委員会関係予算の決算について

議案第21号 令和5年度姫路市一般会計補正予算(第3回 教育委員会所管分)について

議案第22号 姫路市立青少年キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について

議案第24号 姫路市教育委員会職員の懲戒処分に関する基準の一部改正について

日程第4 報告

- 1 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果について
- 2 市立小学校におけるいじめ重大事態の発生について
- 3 姫路市立青少年キャンプ場条例施行規則の一部改正について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

○ 出席者 (委員)西田教育長、山下委員、森下委員、角谷委員、中野委員

 (事務局) 平田教育次長、村田教育総務部長、竹田教育企画室長、平山学校教育部長、砂山生涯学習部長、太田総合教育センター所長兼育成支援課長、 干谷城内図書館館長、中上総務課長、岩﨑学校施設課長、 宮﨑教育企画室主幹、鈴木教育企画室主幹、沖端教職員課長、 森学校指導課長、内海健康教育課長、大西健康教育課主幹、 松本人権教育課長、西川教育研修課長、妹尾生涯学習課長、 春井文化財課長、中川姫路科学館長、増田城郭研究室長、 大谷埋蔵文化財センター館長、福田幼保連携政策課長

(書 記)島田総務課係長

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。 会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第 13 条第2項の規定により森 下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。 本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。 これに御異議ございませんか。

(委 員)

[異議なしの声あり]

教育長

○ 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

○ それでは、日程第3 議事 及び日程第4 報告 に入りたいと思いますが、 議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りした いと思います。

教育長

- 議案第20号~第22号及び報告事項の3は、会議規則第15条第3号に規定する教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関連する事件に該当し、報告事項の2は、同条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。
- また、議案第20号~第22号及び報告事項の3の会議録につきましては、会議 規則第13条第4項の規定に基づき、市議会での審議及び報告が終了した後に公 表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

〔 挙 手〕

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第20号~第22号、報告事項の2及び報告事項の3は、 非公開と決定します。

また、議案第20号~第22号及び報告事項の3の会議録については、市議会での審議及び報告が終了した後に公表することと決定します。

なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

○ それでは、

議案第23号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について 事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (幼保連携性政策課長 議案第23号について説明)

まず、「1改正の理由」でございますが、飾磨、八幡、別所の各幼稚園について、4歳児・5歳児とも現行の定員に対し、過去の就園児数と定員の差が35人以上となっており、今後の予測園児数と定員の差も4歳児、5歳児ともに35人以上となることが見込まれることから、定員を減ずるものでございます。

次に「2改正の内容」でございますが、飾磨、八幡、別所の各幼稚園の定員 について、現行の4歳児及び5歳児定員をそれぞれ70人から35を減じ、35人 といたします。

次に「3施行期日」でございますが、令和6年4月1日としております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(間)

定員数が半分になることで、実質的に必要教室数が半分になるかと思います。1 教室当たりの子供の数を減らして運営していくか、半分程の余った部屋を、例えば 公民館等に転用するのか、運営についてはどのように考えていますか。

(答)

クラスの定員を減らしますとクラス数が増えますので、1 クラス 35 人とします。 空いた部屋の活用については、今後検討していきます。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。 議案第23号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について

教育長

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

〔 手 〕

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第23号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、

議案第24号 姫路市教育委員会職員の懲戒処分に関する基準の一部改正について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 議案第24号について説明)

「1改正の理由」につきましては、刑法の改正に伴い、市長が任命権者として 懲戒処分を行う際の、標準的な処分量定を定める「姫路市職員の懲戒処分に関 する基準」が、改正されることに伴いまして、教育委員会に属する職員を対象 とする「姫路市教育委員会職員の懲戒処分に関する基準」についても、市の基 準と同様となるよう、文言を整理しようとするものでございます。

「2改正の概要」につきましては、刑法の改正によって、「強制性交等罪」及び「準強制性交等罪」が統合され「不同意性交等罪」に、「強制わいせつ罪」及び「準強制わいせつ罪」が統合されて「不同意わいせつ罪」に、なるなどしたことに伴いまして、処分の標準例の表中にございます、公務外非行関係のわいせつ行為等のうち、「強制性交等、強制わいせつ」について、「不同意性交等、不同意わいせつ」に改めようとするものでございます。

「3施行期日」につきましては、令和5年9月1日としております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。 議案第24号 姫路市教育委員会職員の懲戒処分に関する基準の一部改正につ いて

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委 員)

〔 挙 手〕

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第24号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、

報告事項の1 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果について 事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校指導課長 報告事項の1について説明)

令和5年度の調査は、市内全小学校6年生、義務教育学校前期課程6年生、中学校3年生、義務教育学校後期課程9年生、特別支援学校中学部3年生を対象に4月18日(火)に行いました。本年度の教科に関する調査は、小学校が国語、算数の2教科、中学校が国語、数学、英語の3教科となっております。

「3結果」の「(1) 教科に関する調査」の表をご覧ください。小学校におきましては、国語、算数において、国の平均正答率をやや下回っております。中学校におきましては、国語において、国の平均正答率をやや下回っております。数学、英語については、国と同程度となっております。

続きまして、「(2)質問紙調査」の表をご覧ください。まずは、児童生徒質問紙についてです。 4 番~6 番の「主体的・対話的で深い学び」については、中学校において、国をやや下回る項目と、下回った項目、大きく下回った項目があります。特に、 5 番の「自分の考えを伝えるために工夫を行ったか」は国

と比べて大きく下回っております。 7番の ICT を活用した学習状況では、中学校の生徒質問紙において国を大きく下回っております。 8番の家庭学習については、中学校において昨年度同様、国を下回っております。

続いて、学校質問紙についてです。5番のICTを活用した授業については、小学校、中学校ともに、国を上回る結果が続いております。先ほどの児童生徒質問紙7番の結果と合わせますと、中学校において、教員がICTを活用する項目は国を上回り、生徒が活用する項目は国を下回る結果が続いております。8番~10番の「小中連携・小小連携」については、小学校、中学校ともに、本年度も国を大きく上回っております。

結果の詳細については、今後、分析を行い、改善を促す手立てについて検討 してまいります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

児童生徒質問紙の9番の読書活動について、国も市も30%程度と低く、過去5年間あまり変わっていないが、それより以前はもっと本を読んでいましたか。

(答)

手元に資料がなく分かりかねますが、大きくは変わっていないと思います。

(問)

児童生徒質問紙の 11 番についてですが、例えば「自分に良いところはありますか」に「ある」と答える生徒も「なし」と答える生徒もいますし、「英語が好きですか」にも〇、×の答えはあると思います。しかし、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」については、他の質問と質が異なり、国も市もいじめはいけないことを期待しての設問ですが、なぜ 100%ではないのですか。4~5%はいじめがあっても仕方ないと考えており、これに対してどう考えるか、それを踏まえて道徳教育のみではなく、普段の関わり方も含めて対応・対策を考えられていますか。

(答)

委員の仰るとおり、いじめがいけないことだと思っていない子供は、根強く一定 数残っているのは、事実かと思います。また、いけないことだとは思わない子供に 加えて、上辺だけはいけないことだと答えて、心の中では、あってもよいと思って いる子供もいるかもしれません。そういったことを想定し、学校でも道徳の時間や 全ての教育活動の中でいじめを許さないことを根気強く教えていくしかないと考 えております。教育委員会の中でも人権教育課が行っているいじめの対策で外部人 材を招いて子供達に話を聞かせたり、いじめのワークショップを行っています。そ ういったことを地道に行うしか対策はないかと思います。

(意見)

公言している子供が一定数いるため、教育よりも徳育の分野かもしれません。姫 路に限らず国においても同じ状態であり、これが現状かと思います。 (答) 学校だけで出来ることではありませんので、学校と家庭で連携して、いじめは許せない、あってはならないことと伝えていくことも大切かと思います。

(補足) この数%の中には、いろいろな理由があるかと思いますが、発達に特性がある子供については、いじめはしないが、自身の中でいじめを十分に理解が出来ず、理由があれば仕方がないといった特性に応じた発想が考えられます。

(意見) いじめという言葉が軽く受けとられているかもしれません。

周りの子供に危害を与えるからいじわるをする、こういった考えを肯定する子供がいると思います。保護者の中には、やられたらやり返すといった考えの方もいます。特性により周りに危害を加えることを許容できない場合には、仕方がないとの認識の子供がいることを教員も受け止める必要があるかと思います。

(意見) 理由があれば、いけないことがフリーになる考え方は違うと思います。いじめてよいと考えている子供も心が弱っていると思うため、それを見抜く力も必要かと思います。もちろん、いじめている子供に原因はありますが、いじめを容認できないため、どうやってその気持ちと向きあったらいいかといった学びが出来れば違ってくると思います。ゼロにするのは難しいですが、目指す子供の姿に近づけると思います。

この数%は、意識せずにやっている場合やいじめ行為をしていてもいじめと認識 していない子供ではなく、分かっていていじめをする子供であるため、問題が根深 いと思います。学校だけで解決できる話でもないと思います。

いじめてしまう側は、基本的にイライラしたり、気に入らないことがあるから強く当たったり、変なことを言ったり、周りを巻き込んでいじめをしていると思います。子供は大人のように苛立つ気持ちと向き合えず、分からないまま攻撃的になっていることが多いため、根本的なコントロールの仕方や自分の考えと向き合うことが必要ですが、高学年や中学生でも難しいと思います。それをどのように受け止め、気付けるように道徳で気持ちのコントロールや発散方法をみんなで考え対話する授業が必要かと思います。

人権教育課では、3年に1度学校園を訪問し、道徳の授業を公開していただいております。各学校におきまして、道徳の年間指導計画において、いじめを扱った資料を必ず活用し計画を立てていただいております。その中で、さきほど委員が言われました、いじめはいけないことだと分かっているが、いじめの正体、心の根本にあるものは何かといった道徳的価値の部分について、子供達が対話し、議論出来るような授業改善について、今後も進めていきます。また、中学校1年生全員を対象に、いじめ防止人権学習をワークショップ、講演会の2つのコースで各学校の実情

(意見)

(意見)

(意見)

(答)

に合わせて行っております。今年度につきましては、31 校がワークショップを行っております。その中で参加型のグループワークを通していじめをされた側の気持ち、もやもやした気持ちをどのように発信してくのか、また SOS の出し方の部分についてもしっかり参加体験型で学べるような取組を行っております。一足飛びに出来るものではないので、実践の積み重ねが必要かと思います、

(意見)

大人の体罰の時はアンガーマネジメント研修を行っておりますが、いじめをする 側の苛立ちやそれをどう収めていくかにも視点をおいた授業も大切かと思います。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれで了 承したいと思います。

教育長

○ それでは、非公開案件の審議に入ります。 議案第20号 令和4年度教育委員会関係予算の決算について 事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (教育次長、各部・室長 議案第20号について説明)
 - ・教育次長から、歳入予算の歳入済額、収入率、主な内容を説明
 - ・各部、室長から歳出予算の所管事項の支出済額、執行率、主な内容を説明

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。 議案第20号 令和4年度教育委員会関係予算の決算について

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委 員)

〔 挙 手〕

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第20号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、

議案第21号 令和5年度姫路市一般会計補正予算(第3回 教育委員会所管 分)について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (健康教育課長 議案第21号について説明)

令和5年度姫路市一般会計補正予算(第3回 教育委員会所管分)に関して、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長へ意見 を申出するものでございます。 「第1表歳入歳出予算補正」でございますが、歳入予算につきまして、55 款 国庫支出金を194万円、歳出予算につきましては、55 款教育費を705万9千円 それぞれ増額計上するものでございます。

補正予算事項別明細書の歳入をお開き願います。55 款 20 項 55 目教育費委託 金につきましては、中学校の休日部活動の段階的な地域移行のための実証事業に 要する経費の財源として、国の委託金を活用するもので、194 万円を予算計上い たします。

補正予算事項別明細書の歳出をお開き願います。55 款 10 項 23 目保健体育費の学校給食費調整基金積立金につきましては、当該基金への積み立てのため、令和4年度の学校給食実施に伴う給食食材費の剰余金 511 万9千円を増額いたします。55 款 20 項 15 目教育振興費の部活動振興事業費につきましては、中学校の休日部活動の段階的な地域移行のための実証事業に要する経費として 194 万円を予算計上するものでございます。

補足資料により、詳細についてご説明いたします。「教育委員会の令和5年度 補正予算(第3回)の概要について」をご覧ください。「部活動の地域移行に向 けた実証事業に係る予算の補正」でございます。1の「概要」にございますとお り、市立中学校(義務教育学校後期課程を含む。)休日部活動の段階的な地域移 行を円滑に行うための実践研究を実施し、成果や課題を検証するための実証事業 に要する経費に充てるための予算を増額補正するものでございます。2の「内容」 でございますが、スポーツ庁所管の「令和5年度地域スポーツクラブ体制整備事 業(運動部活動の地域移行等に向けた実証事業)」として、令和8年度を目途と した市立中学校における休日部活動の地域移行に向け、学校管理下外の地域スポ ーツ活動をモデル的に実施し、関係団体と連携しつつ実践研究に取り組み、地域 スポーツ活動への移行の成果や課題を検証するものでございます。3の「事業費」 につきましては、194万円で、実証事業に係る部活動指導員への謝金や施設使用 料等に要する費用でございます。内訳としましては、報償費が86万円、旅費が 6 万円、需用費が 28 万 6 千円、役務費が 43 万 4 千円、使用料及び賃借料が 30 万円でございます。4の「財源」でございますが、国庫支出金が194万円でござ います。

「学校給食費調整基金予算の補正」でございます。1の「概要」にございますとおり、姫路市の学校給食事業における給食用物資の確保に要する経費に充てるため、姫路市学校給食費調整基金に積立てる予算を増額補正するものでございます。2の「内容」でございますが、学校給食の食材購入費は保護者負担であることから、歳入予算で学校給食費として保護者から徴収し、歳出予算の給食用物資購入費に充当することとしております。このことから、令和4年度の学校給食の実施に伴い、「学校給食費」と「第3子以降無償化による影響額」を合算した額と、「給食用物資購入費」との差額を当該基金に積立てるものでございます。3の「補正額」につきましては、511万9千円でございます。内訳としましては、令和4年度実績より、Aの学校給食費とBの第3子以降無償化影響額の合計額22億2,526万6,653円からDの給食用物資購入費22億2,014万8,446円を差し

引いた 511 万 8,207 円でございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

部活動の地域移行について、何か具体的なことは決まっていますか。

(答)

この度の補正予算につきましては、水泳競技を検討しております。水泳競技は、現在 35 中学校の内 8 校に水泳部がございますが、実際学校から水泳の生徒が出てくる学校が 30 近くございます。現在、令和 5 年度から地域スポーツクラブから大会に参加することが可能になりましたが、水泳競技につきましては、1 つも地域クラブの登録がありませんでした。それによって、水泳部がない学校の生徒が水泳の大会に出るためには、学校の教員が引率をする必要がありますので、今回の実証事業で水泳協会と連携しましてなんとか地域のスポーツクラブのほうから大会に参加できないかを探るためのものでございます。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第21号 令和5年度姫路市一般会計補正予算(第3回 教育委員会所管 分)について

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委 員)

〔 挙 手〕

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第21号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、

議案第22号 姫路市立青少年キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定に ついて

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (生涯学習課長 議案第22号について説明)

姫路市立青少年キャンプ場条例の一部改正に関して、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長へ意見の申出をしようとするも のでございます。

「1改正の理由」といたしましては、6月の定例教育委員会において御報告させていただきましたが、そうめん滝キャンプ場について、利用者数が減少しており、同施設の利用者数はグリーンステーション鹿ヶ壺キャンプ場をはじめ市内に複数ある公立や民間のキャンプ場で収容できる人数であること。キャンプ場につきましては、現在ナラ枯れの影響により令和4年5月より休場中で、施設再開には枯れた樹木の伐採費用が必要になること。開設から約40年経過しており施設

の老朽化が進んでいるため運営を継続するには、大規模改修が必要であること。 以上のことから、そうめん滝キャンプ場は令和5年度末で閉鎖することと判断 し、姫路市立青少年キャンプ場条例の改正を行うものでございます。

「2改正の概要」といたしましては、条文及び別表からそうめん滝キャンプ場 に関する規定を削除し、字句の整理を行うものでございます。

「3施行期日」は、令和6年4月1日でございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(間)

太尾キャンプ場もかなり古くなっていますが、持続して使用するための大規模改 修の時期は決まっていますか。または、改修不要との考えですか。

(答)

太尾キャンプ場につきましては、一般キャンプ場と異なり、子供達を指導するスタッフを配置した指導型キャンプを行っており、現在は日帰りのキャンプを夏場の1か月間行っております。大規模改修の予定はなく、部分改修を考えております。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。 議案第22号 姫路市立青少年キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定に ついて

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委 員)

〔 挙 手〕

教育長

- 全員賛成と認め、議案第22号は、原案のとおり可決しました。
 - ・・・「非公開案件の審議]・・・

教育長

○ 次に、

報告事項の3 姫路市立青少年キャンプ場条例施行規則の一部改正について 事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (生涯学習課長 報告事項の3について説明)

先程の条例改正に伴い、関連規則である姫路市立青少年キャンプ場条例施行規 則においても、条例と同様にそうめん滝キャンプ場に関する規定を削除し、字句 の整理を行うものでございます。施行期日は、条例と同様に、令和6年4月1日 でございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、報告事項の3についてはこれで了 承したいと思います。

教育長

○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。 事務局より説明してください。

(事務局)

○ 次回の定例教育委員会ですが、9月 21 日木曜日の午後 2 時に開催していただきたいと思います。

教育長

○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、9月 21 日木曜日の午後 2 時 00 分に開催することに御異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

- 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、9月 21 日木曜日の午後 2 時 00 分に開催することといたします。
- 以上で本日の案件は全て終了しました。
- それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
- 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

[特になし]

○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いた します。

○ 散 会(午後3時51分)